

選挙運動用自動車 使用契約書

(1) 自動車の車種 _____

(2) 自動車登録番号
又は車両番号 _____

(3) 使用期間 _____年____月____日より
_____年____月____日まで____日間

(4) 契約金額 1日 _____円 総額 _____円

(5) 請求及び支払

この契約に基づく自動車使用代金については、一般乗用旅客自動車運送事業者は、能代市議会議員及び能代市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、能代市に対し請求するものとし、使用者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、自動車使用代金が能代市に請求する額を超えるときは、使用者は一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、その超える額をすみやかに支払うものとする。

ただし、使用者が公職選挙法第93条(公職の候補者に係る供託物の没収)に該当した場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者は能代市に請求ができない。

上記のとおり契約を締結する。この契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保管する。

令和8年 月 日

一般乗用旅客 (所在地) _____
自動車運送事業者

(名称) _____ 印

(代表者) _____ 印

使用者 (住所) _____

(氏名) _____ 印